

（設置）

第 1 条 遠軽町芸術文化交流プラザ（以下「プラザ」という。）の開館にあたり、町民に優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供するため、遠軽町芸術文化交流プラザ開館記念事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項について、意見を述べることとする。

- （1）開館記念事業の企画及び立案に関すること。
- （2）開館記念事業の運営に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。．．．．．将来的な新組織の運営等について検討

（定数）

第 3 条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12 人以内とする

（組織）

第 4 条 運営委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- （1） 遠軽町文化連盟．．．．． 2 名程度
- （2） 遠軽町音楽振興実行委員会．．．．． 2 名程度
- （3） 遠軽町芸術文化交流プラザ建設検討協議会．．．．． 1 名程度（これまでの経過より）
- （4） 遠軽町社会教育委員．．．．． 1 名程度（公民館としての関わり）
- （5） その他の関係団体．．．．． 2 名程度（町文連に加盟していない団体等）
- （6） 学識経験のある者．．．．． 1 名程度（教職員、専門的知識を有する者等）
- （7） 公募による者．．．．． 若干名（3 名程度）※概ね 20 代～50 代位の世代

【参考：組織構成に係る分野別の考え方】

- 例：遠軽町文化連盟．．．伝統芸能（日舞・和太鼓など）、創作ダンス、合唱、歌謡、他
- 例：遠軽町音楽振興実行委員会．．．オーケストラ、吹奏楽、クラシック、ジャズ、他
- 例：一般公募、他．．．ミュージシャン系、落語、演劇、ミュージカル、オペレッタ、バレエ、マジックショー、講演会、他

（委嘱）

第 5 条 委員は、教育委員会が委嘱する。

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に定める事務が終了するまでとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別な理由があるときは、任期中においても委員の職を解くことができる。

（会長及び副会長）

第 7 条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 運営委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。・・・専門的知識及び豊富な経験をもつアドバイザー、遠軽高校との連携
- 5 会議は、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、公開とする。

(報償費)

第9条 委員には、報償費を支給しない。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

・・・指定管理者は、基本協定書第8条第1項第2号に基づく

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年 月 日から施行する。